

報告1)昨年度までの連絡協議会の取組み

<第13回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(書面開催)>

令和3年7月15日(木)～7月29日(木)

<目次>

1. 連絡協議会の設立経緯
2. 連絡協議会による取組み
3. 各委員による取組み

1. 連絡協議会の設立経緯

大型車両の適正かつ安全な走行の実現に向けて

道路管理者・関係行政機関・関係企業
団体の連携・情報共有・意見交換



個々の取組みを融合・発展させて、
広報を中心とした効果的な取組み
を実施する

平成26年5月9日

「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」発表

背景

道路インフラの危機（老朽化）、車両の大型化（重量の増加）

平成28年1月29日

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会 設立

- 関係企業団体： 6
- 関係行政機関： 7
- 道路管理者： 12

1都2県

平成28年12月21日
(第4回)

新たに埼玉県エリアの関係組織を委員に迎える方針を決定

- 関係企業団体：(一社)埼玉県トラック協会、埼玉クレーン協会
- 関係行政機関： 埼玉県警察本部 交通部
- 道路管理者： 埼玉県 県土木整備部、さいたま市 建設局 土木部

平成29年9月14日
(第5回)

埼玉県内の5組織の参画及び部会の設置に関して、規約等を一部改正

- 関係企業団体： 8
- 関係行政機関： 8
- 道路管理者： 14

1都3県

1. 連絡協議会の設立経緯（大型車両の通行の適正化方針）

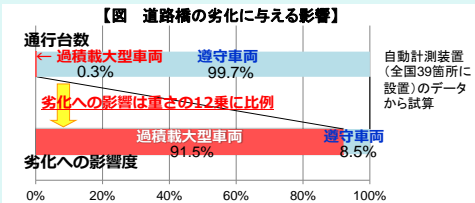
背景

1. **0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。**

※車両総重量20tを超える違反車両

➔ **軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当**

2. 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。



基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

（1）バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

- バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5tに緩和

【H26年度中に実施】

（2）45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

- 45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和

【H26年度中に実施】

（3）許可までの期間の短縮

- ①主要道路情報のデータベース化を促進
【継続して実施】
- ②通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進
【継続して実施】
- ③大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施
【H26年度から実施】
- ④通行許可に係る審査体制の集約化
【H27年度から段階的実施に向けて準備】

（4）適正に利用する者の許可の簡素化

- ①違反実績のない者に対して許可期間（現行2年）の延長
【H27年度実施に向けて準備】
- ②ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用
【H28年度実施に向けて準備】

違反取締りや違反者への指導等の強化

（1）違法に通行する大型車両の取締りの徹底

- ①自動計測装置の増設
【H26年度から実施】
- ②コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施
【継続して実施】

（2）違反者に対する指導等の強化

- ①国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施（措置命令4回又は是正指導5回で告発）
【H25年度から実施】
- ②特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施
【H26年度から実施】
- ③改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施
【H26年度から実施】

（3）関係機関との連携体制の構築

- ①国土交通省（道路局及び自動車局）、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施
【H25年度から実施】
- ②国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示
【H26年度から実施】
- ③自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。
【H26年度から実施】

本方針を実施することによる効果

・道路構造物の長寿命化

・効率的かつ迅速な物流の実現

・交通の危険の防止

1. 連絡協議会の設立経緯

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

平成28年1月29日設立

目的	道路の老朽化対策に向けて、違法に重量を超過した大型車両の適正な走行実現のために、広報を中心とした活動を官民連携で実施
委員	<p>【1都3県の関係企業団体・関係行政機関・道路管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (一社)千葉県トラック協会、(一社)東京都トラック協会、(一社)神奈川県トラック協会、(一社)埼玉県トラック協会、(一社)全国クレーン建設業協会(千葉支部・東京支部・神奈川支部)、埼玉クレーン協会 ● 警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、関東地方整備局(港湾空港部)、関東運輸局(自動車交通部・自動車監査指導部・自動車技術安全部) ● 関東地方整備局(道路部)、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、NEXCO東日本(関東支社)、NEXCO中日本(東京支社・八王子支社)、首都高速道路(株)

首都圏大規模同時合同取締作業部会

平成28年10月4日設置

目的	合同取締実施に係る関係組織間の連絡・調整
委員	<p>【1都3県の警察・道路管理者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部 ● 首都高速道路(株)、NEXCO東日本(関東支社)、NEXCO中日本(東京支社・八王子支社) ● 東京都、埼玉県 ● 関東地方整備局(道路部)、東京国道、相武国道、北首都国道、大宮国道、千葉国道 ● 関東運輸局(自動車技術安全部)

通行許可迅速化検討部会

平成29年8月31日設置

目的	特殊車両通行許可に係わる申請者及び審査者相互による許可期間の短縮
委員	<p>【1都3県の関係企業団体・行政書士会・道路管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (一社)東京都トラック協会、(一社)千葉県トラック協会、(一社)神奈川県トラック協会、(一社)埼玉県トラック協会、(一社)全国クレーン建設業協会(東京支部・千葉支部・神奈川支部)、埼玉クレーン協会、東京都行政書士会 ● 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、NEXCO東日本(関東支社)、NEXCO中日本(東京支社・八王子支社)、首都高速道路(株)、関東地方整備局(道路部)、東京国道、千葉国道、横浜国道、大宮国道

迅速化(トラック)WG

令和元年9月11日設置

目的	重量物運搬用特殊車両の通行許可の迅速化
委員	<p>【1都8県のトラック協会の重量部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (一社)東京都トラック協会 重量品専門部会、(一社)千葉県トラック協会 重量鉄鋼部会、(一社)神奈川県トラック協会 重量鉄鋼部会、(一社)埼玉県トラック協会 重量部会、(一社)栃木県トラック協会 重量部会、(一社)山梨県トラック協会 重量部会、(公社)新潟県トラック協会 重量部会、(公社)長野県トラック協会 重量部会

1. 連絡協議会の設立経緯

過去の開催状況(1/2)

年度	回数	開催日	概要
平成27年度	第1回	1/29	<ul style="list-style-type: none">✓ 連絡協議会設立✓ 広報を中心とした取組み方針を確認した他、大型車両を取り巻く課題を共有
	第2回	3/16	<ul style="list-style-type: none">✓ Twitter、連絡協議会HPの開設、新聞広告掲載の他、チラシ・ポスター等の作成結果の報告✓ 次年度春頃から各委員による取組み開始を確認
平成28年度	第3回	8/2	<ul style="list-style-type: none">✓ 平成28年度の年間活動計画を確認✓ 秋頃を「広報集中期間」と定め、広報強化を図る方針決定✓ 連絡協議会として初の合同取締実施について確認
	第4回	12/21	<ul style="list-style-type: none">✓ 広報集中期間の取組みの効果検証結果の共有✓ 次年度の連絡協議会の進め方を確認✓ 新たに埼玉県エリアの関係組織を委員に迎える方針を決定
平成29年度	第5回	9/14	<ul style="list-style-type: none">✓ 埼玉県内の5組織の参画及び部会の設置に関して、規約等を一部改正✓ 10月上旬からの約1ヶ月間を「重点広報期間」と定め、ラジオやイベントなど新たな試みによる広報実施の方針を決定✓ 大型車を取り巻く課題に対し、連絡協議会として実施する対策方針を確認
	第6回	12/6	<ul style="list-style-type: none">✓ 「重点広報期間」における取組み及び広報効果の検証結果の報告✓ 特殊車両通行ハンドブックを2018年版として更新することを確認✓ 平成30年度以降も連絡協議会を継続することを確認(3か年計画策定)
平成30年度	第7回	7/13	<ul style="list-style-type: none">✓ 座長の役職変更に伴い規約等を一部改正✓ 平成30年度の年間活動計画を確認✓ 新たに10月の1か月間を「大型車通行適正化推進月間」として定め、ラジオクラウドCMやラジオCMによる広報を実施するほか、荷主対策を中心とした取組みを集中的に行うことを決定✓ 8月及び11月を「重点広報期間」とし、広報イベント等を実施することを確認
	第8回	1/31	<ul style="list-style-type: none">✓ 平成30年度の取組み状況と広報効果の検証結果を報告✓ 「大型車通行適正化推進月間」及び「重点広報期間」の取組みを次年度も継続して実施することを確認

1. 連絡協議会の設立経緯

過去の開催状況(2/2)

年度	回数	開催日	概要
令和元年度	第9回	7/5	<ul style="list-style-type: none">✓ 令和元年度の年間活動計画を確認✓ 昨年度に引き続き、10月を「大型車通行適正化推進月間」とし、荷主説明会やラジオCMの取組を集中的に実施することを決定✓ 8月・11月は「重点広報期間」とし、広報イベントやチラシ配布・ポスターの一斉掲示の実施を確認
	第10回	1/30	<ul style="list-style-type: none">✓ 迅速化検討部会の下に迅速化(トラック)ワーキンググループを設置✓ 10月の「大型車通行適正化推進月間」及び8月・11月の「重点広報期間」の取組み状況と広報効果の検証結果を報告✓ 次年度は荷主への啓発強化に注力することを確認
令和2年度	第11回 (書面 開催)	7/13~ 20	<ul style="list-style-type: none">✓ 令和2年度の年間活動計画を確認✓ 新型コロナウイルスの影響で対面の説明会、イベントは実施不可のため、チラシデータの配布やWebアンケート調査等で代替する方針を確認✓ 新たな取組として、特車製造メーカーへの啓発、一般貨物運送事業の許可交付時にチラシ配布等を実施することを確認
	第12回 (書面 開催)	2/3~ 10	<ul style="list-style-type: none">✓ 令和2年度の取組状況と効果検証結果を報告✓ 過去6年間の活動を総括し、特に一般道における違反が減少していないことや特車制度の認知度も十分に浸透していないため、継続して活動をしていくことを確認

2. 連絡協議会による取り組み

対象にアプローチ可能な媒体を選定し、適時適切な広報を実施

啓発活動対象者

平成27年度(初年度)

広報の対象者は、取組み開始初年度のため幅広く設定し、『**荷主**』、『**運送事業者**』、『**社会一般**』とした。

平成28年度(2年目)

初年度の取組みも継続しながら、『**荷主**』、『**運送事業者**』に焦点を当て、重点的な広報に努めた。

平成29年度(3年目)

H28のアンケート結果から、認知度の低い『**荷主(特に実務担当者)**』に焦点を当てながら、『**運送事業者**』、『**社会一般**』にも広報を実施した。

啓発活動内容

- 新聞広告(一般紙)
 - Twitterの開設(@特車総合ツイッター)
 - バナー広告((公財)日本道路交通情報センターHP)
 - 連絡協議会HPの開設
 - チラシ・ポスターの作成
-
- 新聞広告(業界紙)
 - 道の駅でのイベント開催(「重量守り、道路を守ろう」パネル展)
 - バナー広告((公財)日本道路交通情報センターHP)
 - チラシ・ポスターの配布
 - Twitterによる情報発信(@特車総合ツイッター)
 - 連絡協議会HPによる情報提供
-
- 道の駅、高速道路のPAでのイベント開催(パネル展)
 - ラジオ広報(NACK5,(公財)日本道路交通情報センター)
 - 荷主への啓発(資料配布、メルマガ寄稿)
 - チラシの配布
 - Twitterによる情報発信(@特車総合ツイッター)
 - 連絡協議会HPによる情報提供

2. 連絡協議会による取組み

対象にアプローチ可能な媒体を選定し、適時適切な広報を実施

啓発活動対象者

平成30年度(4年目)

『**運送事業者**』や『**社会一般**』への広報を実施しながら、10月を「大型車通行適正化推進月間」と定め、特に『**荷主**』への説明会等を実施し、周知啓発に努めた。

令和元年度(5年目)

H30の取組みを継続・拡大しつつ、建設業界における『**荷主**』の認知度を調査した。

令和2年度(6年目)

新型コロナウイルス対策のため、**非接触の広報ツール(Web媒体等)**を用いた啓発活動等を実施。

※今後もHPやTwitter、Web会議ツール等の非接触ツールを活用し、新たな生活様式に対応した広報を実施

啓発活動内容

- 連絡協議会委員主催イベントでの広報(パネル展、塗り絵等)
- ラジオ広報(NACK5)
- ラジオクラウドCM(スマートフォンアプリ)
- 荷主への啓発(資料配布、説明会実施等)
- 運送事業者等への啓発(アンケート調査、機関紙等への寄稿)
- チラシの配布、ポスターの掲示
- Twitterによる情報発信(@特車総合ツイッター)
- 連絡協議会HPによる情報提供

- 連絡協議会委員主催イベントでの広報(パネル展、塗り絵等)
- ラジオ広報(NACK5)
- 荷主への啓発(説明会実施、アンケート調査等)
- 運送事業者等への啓発(アンケート調査、機関紙等への寄稿)
- チラシの配布、ポスターの掲示
- Twitterによる情報発信(@特車総合ツイッター)
- 連絡協議会HPによる情報提供

- ラジオ広報(NACK5)
- 一般向けWebアンケート調査(イベントの代替)
- 荷主への啓発(チラシ配布、アンケート調査等)
- 運送事業者等への啓発(機関紙等への寄稿)
- 特車メーカーへの啓発(チラシ配布)
- チラシの配布、ポスターの掲示
- Twitterによる情報発信(@特車総合ツイッター)
- 連絡協議会HPによる情報提供

2. 連絡協議会による取組み

連絡協議会による広報を中心とした取組みは、直近3年においては下表のとおり実施している。

	平成30年度 (4年目)							令和元年度 (5年目)							令和2年度 (6年目)										
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
連絡協議会等	● 第7回							● 第8回		● 第9回							● 第10回		● 第11回					● 第12回	
広報の取組	重点広報期間 各委員主催イベント 荷主への概要説明		重点広報期間 大型車通行適正化推進月間 荷主説明会 荷主への概要説明 荷主への説明資料配布 ラジオ広報 ラジオクラウド Webアンケート					交通安全・環境フェア2018		重点広報期間 トラックフェスタ TOKYO2019 出前講座		重点広報期間 大型車通行適正化推進月間 メルマガ掲載 ラジオ広報 Webアンケート					交通安全・環境フェア2019		重点広報期間 メルマガ掲載 クレームカーへの概要説明 一般向けWebアンケート ラジオ広報 Webアンケート		重点広報期間 大型車通行適正化推進月間 荷主へチラシ配布 荷主アンケート ラジオ広報 Webアンケート				
合同取締	● 作業部会	● 作業部会	● 合同取締			● 作業部会		● 作業部会	● 作業部会	● 作業部会	● 作業部会	● 作業部会	● 作業部会	● 合同取締	● 作業部会	● 作業部会	● 作業部会	● 作業部会	● 作業部会	● 合同取締	● 作業部会	● 作業部会	● 合同取締	● 作業部会	
通行許可迅速化	● 検討部会							● 検討部会		● 第1回 WG			● 第2回 WG				中止								
各委員による取組	【各委員】チラシの配布/ポスターの掲示/ホームページへのバナー設置/機関紙への掲載等を継続的に実施																								

2. 連絡協議会による取組み

継続広報

平成27年度から開始し、更新や改訂を行い、継続的な広報ツールとして活用している。

チラシ/ポスター

重量オーバーさせないようにしましょう。

荷主の方へ
● 人や物など重さの異なる貨物を積み重ねた場合に、荷重が超過する恐れがあります。
● 重量超過への対策として、積み重ねる荷物の重さを確認し、積み重ねる回数や積み重ねる順序に気を配りましょう。

荷を積み重ね、運ぶ時も、重量超過は罰則が適用されます。

重量のルールを必ず守りましょう。

運送事業者の方へ
● 重量超過の貨物は、罰則の対象となります。
● 重量超過の貨物を運ぶ場合は、事前に運送事業者と相談し、重量超過の貨物の運送方法を相談しましょう。

定められた長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

重量守り、道路を守ろう。

大型車両通行許可に向けた関係協議会

【平成29年度更新】

重量オーバーさせないようにしましょう。

荷主の方へ
● 人や物など重さの異なる貨物を積み重ねた場合に、荷重が超過する恐れがあります。
● 重量超過への対策として、積み重ねる荷物の重さを確認し、積み重ねる回数や積み重ねる順序に気を配りましょう。

荷を積み重ね、運ぶ時も、重量超過は罰則が適用されます。

重量のルールを必ず守りましょう。

運送事業者の方へ
● 重量超過の貨物は、罰則の対象となります。
● 重量超過の貨物を運ぶ場合は、事前に運送事業者と相談し、重量超過の貨物の運送方法を相談しましょう。

定められた長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

重量守り、道路を守ろう。

大型車両通行許可に向けた関係協議会

【令和元年度更新】

運ばない、運ばせない、重量違反。

荷主の方へ
● 人や物など重さの異なる貨物を積み重ねた場合に、荷重が超過する恐れがあります。
● 重量超過への対策として、積み重ねる荷物の重さを確認し、積み重ねる回数や積み重ねる順序に気を配りましょう。

運送事業者の方へ
● 重量超過の貨物は、罰則の対象となります。
● 重量超過の貨物を運ぶ場合は、事前に運送事業者と相談し、重量超過の貨物の運送方法を相談しましょう。

（10月は大型車通行適正化推進月間）

重量守り、道路を守ろう。

大型車両通行許可に向けた関係協議会

【令和2年度更新】

特車総合ツイッター(平成27年2月～)

特車総合ツイッター
1,713件のツイート

重量守り、道路を守ろう。

特車総合ツイッター
@tokusya_kanto

国土交通省 関東地方整備局 交通対策課による公式アカウントです。特殊車両(大型車両)に関する重要な情報をツイート及びブログにより発信します。なお、原則として返信は行いませんが、頂いたご意見などは今後の運用に活用させていただきます。

埼玉県さいたま市 ktr.mlit.go.jp/road/index.html
2016年2月からTwitterを利用しています

23 フォロワー 1,678 フォロワー

サイト ツイートと返信 メディア いいね

特車総合ツイッター @tokusya_kanto · 44分
【中央道・しん】連続のお知らせ
●中央自動車道 大穴IC(出口)

連絡協議会ホームページ(平成27年2月～)

国土交通省関東地方整備局

道路 美しい関東を支えるみちづくり

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

重量守り、道路を守ろう。

運ぶ時も、運ばせないも、重量超過は罰則適用。

大型車両通行許可に向けた関係協議会

協議会に関する最新のお知らせを掲載しています。

掲載表資料

連絡協議会に関する掲載表資料を掲載しています。

特殊車両通行ハンドブック

特殊車両通行ハンドブック 2016

特殊車両通行ハンドブック 2018 必携

特殊車両通行ハンドブック 2019 必携

特殊車両通行ハンドブック 2020 必携

- ✓ 特車制度の変更、追加等に応じて順次改訂
- ✓ 最新版は、2020年版(2021年2月改訂版)

2. 連絡協議会による取り組み

スポット広報

ラジオ広報(平成29年度～)・ラジオクラウド(平成30年度)

【令和2年度のラジオ広報文例】

SE (女性アナ) ♪(道路の音:走行音など=臨場感、現場感)
みなさんご存じですか。
重量オーバーが荷主からの指示だと、荷主も罰せられるんですよ。
トラック事業者へのアンケートによると、荷主からの指示で、急な積荷の変更や増量をする事が多くなっています。
定められた重量を超えるクルマを走らせる場合は、特殊車両通行許可をもらう必要があります。
道路を傷めないためにも、ルールは守りましょう。
運ばない、運ばせない、重量違反。
Na(男性) 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」

【ラジオクラウドイメージ】



広報イベント

実施日	実施場所
H28年10月8日(土)	道の駅やちよ
H29年10月9日(土)	道の駅庄和
H29年11月22日(水)	京葉道路(幕張PA)
H30年11月10日(土)	埼玉スタジアム2002(交通安全・環境フェア2018)
R1年9月15日(日)	代々木公園(トラックフェスタTOKYO2019)
R1年11月9日(土)	埼玉スタジアム2002(交通安全・環境フェア2019)

新聞広告掲載(平成27、28年度)

重量超過、道路劣化。
定められた重量、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。
道路中核化推進の観点から、道路の劣化を防止し、交通安全を確保するため、重量超過車両の通行を厳格に規制し、交通量減少による道路の劣化防止を図ります。
大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

重量守り、道路を守ろう。
国土交通省 関東地方整備局
99110

重量オーバーさせないようにしましょう。
荷主の方へ
●より低価格の運送サービスを提供する事業者様も、重量超過の運送は禁止されています。
●重量超過の運送は罰せられる場合があります。
●事前に主幹的運送行為があった場合は、重量超過の運送は罰せられる場合があります。

重量のルールを必ず守りましょう。
運送事業者の方へ
●重量超過の運送は、運輸にもよりますが罰せられる場合があります。
●重量超過の運送は、重量超過の運送は罰せられる場合があります。
●事前に運送計画(運送計画)に基づいた重量超過は罰せられる場合があります。

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。
定められた重量オーバーした大型車両が、道路を傷める大きな原因に。
定められた重量、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。
国土交通省 関東地方整備局
99110



2. 連絡協議会による取組み

荷主への啓発

大型車両の通行適正化には、荷主の理解・協力が重要であることから、継続的に荷主業界団体への説明会や資料・チラシの配布等の活動を実施している。

チラシ・資料等の配布

説明会等の実施ができない場合は、各団体ホームページやメール等を通じて、連絡協議会のチラシや説明資料を会員事業者へ配布した。



説明会等

実施日	実施先団体
H30年10月30日(水)	(一社)千葉県建設業協会
H30年11月12日(月)	(一社)東京建設業協会
R1年5月22日(水)	(一社)日本建設機械レンタル協会神奈川支部

説明会の実施に至らない場合でも、各団体に趣旨説明を行い、啓発の目的をご理解頂き、会員事業者へホームページ等を通じてチラシ等の協力を得ている。

アンケート調査

昨年度は建設業界4団体の計538名にご協力頂き、アンケート調査を実施した。

アンケート実施団体	回答者数	有効回答者数
(一社)日本建設業連合会関東支部	388名	385名
(一社)千葉県建設業協会	10名	10名
(一社)神奈川県建設業協会	15名	15名
建設産業専門団体関東地区連合会	128名	128名
合計	541名	538名



2. 連絡協議会による取組み

合同取締の実施

特に道路の劣化にダメージを与える重量違反車両の取締を目的として、平成28年度から連絡協議会の取組として実施している。

(参考)令和2年度 合同取締結果の記者発表(抜粋)



令和2年11月5日(木)

首都圏大規模同時合同取締を実施しました

～全20箇所、違反車両延べ43台に命令・指導を実施～

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(以下、「連絡協議会」という)は、構成する道路管理者が中心となり、試行的に従来の南関東1都3県から北関東・甲信エリアまで拡大し、関東・甲信エリアの警察及び運輸支局の大型車両の走行に関係する3者の連携を深め、首都圏大規模同時合同取締を実施しましたので、お知らせします。

連絡協議会では、道路の適正かつ安全な利用を促進するために、特に道路構造物を劣化させる主要因である違法な重量超過車両への取組みを強化しており、過去最大の20箇所同時合同取締を実施しました。今後も安全・安心して暮らせる社会の実現を目指し、『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に大型車両の通行適正化を推進してまいります。

記

■日 時:令和2年11月5日(木) 10:00～11:30
13:30～15:00

■場 所:別添実施箇所図参照

■取締結果:道路法及び道路運送車両法による取締結果は下表のとおり




道路法に基づく(特殊車両)の取締結果				道路運送車両法に基づく不正改造の取締結果		
機関名・会社名	引込台数	違反台数	(内訳) 措置命令台数 指導警告台数	支局名	引込台数	整備命令 発令台数
国土交通省関東地方整備局	49	30	5 25	東京運輸支局	12	0
東京都	3	2	0 2	埼玉運輸支局	10	2
埼玉県	3	1	0 1	千葉運輸支局	10	0
首都高速道路株式会社	8	1	1 0	茨城運輸支局	10	1
東日本高速道路株式会社	8	3	2 1	栃木運輸支局	10	0
中日本高速道路株式会社	12	2	1 1	山梨運輸支局	8	1
計 [括弧内の数値は令和元年度取締結果]	83(62)	39(25)	9(11) 30(14)	計	60	4

※本合同取締は、平成28年度から連絡協議会の取組みとして、当会を構成する1都3県の道路管理者が中心となり、関係警察と連携しながら、下記問い合わせ先のメンバーで実施しました。
※道路運送車両法による取締では、車両ごとに検査するため、連絡結果は「トラック部」「トレーラ部」各々に対する結果を計上しています。

発表記者クラブ

国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会、竹芝記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、高齢記者クラブ、山梨県政記者クラブ、長野市政記者会、長野県庁意見場

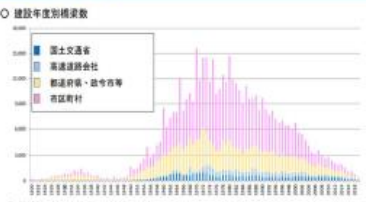
問い合わせ先

◎ 国土交通省関東地方整備局 道路部 交通対策課 (連絡協議会事務局) 建設専門官 福岡 直樹 (ふくしま なおき)	TEL 048-600-1346
◎ 国土交通省関東運輸局 自動車技術安全部 技術課	TEL 045-211-7255
◎ 東京都建設局 道路管理部 監察指導課	TEL 03-5320-5285
◎ 埼玉県 県土整備部 道路環境課	TEL 048-830-5101
◎ 首都高速道路株式会社 経営企画部 広報課	TEL 03-3539-9257
◎ 東日本高速道路株式会社 保安・交通部 防災・交通管理室 交通管理課	TEL 03-3539-9492
◎ 東日本高速道路株式会社 関東支社 広報課	TEL 048-631-0222
◎ 中日本高速道路株式会社 東京支社 広報・CS課	TEL 03-5776-5257
八王子支社 広報・CS課	TEL 042-691-1172

合同取締の目的

課題 道路インフラの老朽化


道路インフラは高度経済成長期に集中して建設され、老朽化が進んでいます。10年後の2030年には全体の半数以上が建設後50年を経過することとなり、深刻な老朽化の時代を迎えています。国民の財産である道路を安全かつ安心して途切れることなく利用していただくため、限りある財源の中で、適切に維持管理をしていくには、いかに道路を長寿命化させていくかが喫緊の課題となっています。



(出典)道路メンテナンス年報 2020年9月

影響 重量超過車両による走行がもたらす2大悪

重量超過車両による道路橋の劣化への影響は、重量(軸重)の12乗に比例します。左下図のように、軸重が基準(10トン)の2倍超過して走行した場合、特に道路橋に対しては、たった1台が軸重10トン車の約4,000台分以上の走行に相当し、老朽化した道路インフラに対して多大な影響を及ぼしています。また、重量超過車両の走行は、交通事故に繋がりがやすく、道路交通への影響も甚大です。



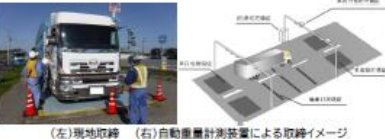
【特殊車両の重大事故事例】
無許可のセミトレーラ機により、橋脚が落下、約12時間の国道が通行止めとなった。ガードレールも陥没も発生。

目標 合同取締の実施を通じて目指すこと

道路管理者は警察の協力を得て日頃から各地において現地での取締や自動重量計測装置(WIM)による取締を行うことで、違反車両の走行抑止を図っています。(右図)

これに加えて年1回、首都圏を中心としたエリアにおいて道路に関する法令を所管する三者(道路管理者・警察・運輸支局)が連携し、大規模かつ同時に行う『合同取締』を行うことで違反車両への更なる抑止を図っています。

この合同取締の実施により重量超過車両の走行による道路へのダメージや重大事故を削減して、道路ネットワークの長寿命化及び持続的な物流の実現を目指し、安心・安全な社会へ貢献します。



参考 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会とは

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会は、大型車両の適正かつ安全な走行のために道路管理者、関係企業団体、関係行政機関等が連携して、平成28年1月に設立しました。本協議会では、特に道路構造物の劣化に大きな影響を及ぼす悪質な重量違反車両に対して、『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に、広報を通じた各種取組みを行っています。

3. 各委員による取り組み

連絡協議会の統一広報ツール(チラシ・ポスター・バナー等)を用いて、各委員において、それぞれが有する媒体を活用した広報を実施頂いている。

<これまでの広報実施例>

各所で継続的
広報展開の輪

